

住居確保給付金とは

離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、就労支援等を実施し、住居と就労機会の確保に向けた支援を行います。

※新型コロナウイルス感染症対策により求職活動要件など緩和されています。詳しくは、「住居確保給付金の変更のご案内」をご覧ください。

1. 事業の対象者

住居確保給付金は、申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した又は喪失のおそれのある方
- ② イ)申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること
ロ)就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあること
- ③ 離職等の日において、主たる生計維持者であった方(離職等により、申請時において主たる生計維持者となっている場合も含む)
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額(収入基準額)以下であること

世帯人数	基準額	+家賃額	=収入基準額	上限額
1人	78,000円	ただし地域ごとに設定された家賃基準額が上限	円	116,000円
2人	115,000円		円	156,000円
3人	140,000円		円	184,000円
4人	175,000円		円	221,000円
5人	209,000円		円	258,000円
6人	242,000円		円	291,000円
7人	275,000円		円	327,000円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活をつなしている同居の親族の預貯金(現金手持金を含む)の合計額が次の表の金額以下であること

世帯人数	金融資産
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ⑦ 国の雇用施策による貸付(職業訓練受講給付金)及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

2. 支給額

世帯人数	上限額
1人世帯	38,000円
2人世帯	41,000円
3人世帯	44,000円
4人世帯	46,000円
5～6人世帯	49,000円
7人以上世帯	52,000円

世帯の収入が、1事業の対象者④の基準額を超える方は調整を行い一部支給となります。

3. 支給方法

唐津市から賃貸住宅の家主等に直接振り込みます。

4. 支給期間

原則 3 か月

(一定の要件を満たす場合は、支給を延長できる場合があります。)

5. 受給期間中に必ず行っていただくこと

受給期間中は唐津市生活自立支援センターの支援員等による助言により下記の①～③の常用就職に向けた求職活動等を行っていただきます。求職活動等を怠った場合、支給が中止されます。

①月4回以上、唐津市生活自立支援センターで面接、電話等の支援を受けること

②月2回以上、ハローワークで職業相談等を受けること

③原則週 1 回以上、求人先への応募又は面接を行うこと

※給与等の収入を得る機会が減少し、就労状況が離職または廃業の場合と同程度の状況にある方については①のみ

6. 支給申請に必要な書類

①住居確保給付金支給申請書(写真は原則必要ありません)

②本人確認書類(次のいずれかの写し)

運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、
戸籍謄本等の写し、個人番号カード 等

③申請日を起点に 2 年以内に離職・廃業をしたことが確認できる書類の写し又は、申請日において起業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度程度の状況にあることを確認できる書類の写し

離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類

〈フリーランス・自営業〉

例)旅館業:予約キャンセルのメール、電話受付メモ等

例)アルバイト:シフトがなくなった(事業所が休業となったことが分かる HP の写し等)

④申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は雇用保険受給資格証明書、年金支払通知書等、福祉関係等支給通知書、税務申告書の控え等

⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

※公共料金、家賃などの支払いが通帳で確認できない場合は、領収書等が必要です。

⑥必要に応じて、ハローワークの発行する受付票などの写しや入居住宅関係書類(賃貸住宅の賃貸借契約書の写し等)をご持参ください。

7. その他

虚偽の申請や届出など不適正受給に該当することが判明した場合、以後の給付金の支給を中止するとともに、過支給分の全額または一部について返還していただきます。

【お問い合わせ先】

*唐津市生活自立支援センター(唐津市役所内東別館2階) ☎58-8620

*唐津市保健福祉部生活保護課(唐津市役所内東別館2階) ☎72-9153